

第3章 計画の達成状況

平成10年に策定した第三次福井県保健医療計画（計画期間：平成10年度から平成14年度）の主な達成状況については次のとおりです。

(1) 健康づくり

- ・「福井アクティブ90ヘルスプラン」に基づき、「自分の健康は自分でつくる」という考え方を基本に、健康づくりに関する講演会や調査、栄養・食生活の環境整備、個人に適した健康運動の推進等、様々な健康づくりの施策を推進してきました。
- ・県民の健康づくりに関する自主的な取り組みを支援するためのネットワークづくり等、仲間とともに楽しみながら継続した健康づくりに取り組めるよう支援していく必要があります。

(2) 生活習慣病対策

- ・生活習慣病を予防するため、基本健康診査やがん検診の受診率向上のための取り組みや、個別健康教育、健康度評価事業などの実施により、個々人のニーズに応じた指導が行えるよう、研修等を通じて市町村支援を行ってきました。
- ・県民にとってより受診しやすくするための健康診査体制の見直しや、個別健康教育の充実など、一人ひとりの状態にあった保健サービスを展開する必要があります。

(3) 障害者への支援

① 知的障害児（者）施設

- ・障害保健福祉圏域ごとに、知的障害児（者）施設を地域の障害のある人の療育のための支援施設として5か所指定し、施設の有する機能を活用し、療育相談、在宅福祉サービス提供の援助、調整を行い、在宅の障害のある人およびその家庭の福祉の向上を図っています。
- ・小児療育センターを各支援施設の拠点施設として、療育等支援のネットワークを構築し、地域における療育相談支援活動を行う必要があります。

② 療育（移動）相談等

- ・小児療育センターを中核に、関係機関の連携により、療育（移動）相談、地域リハビリテーション教室、自閉症児親子合宿等療育事業を実施しています。
- ・小児療育を専門に行う機関のない嶺南地域に小児療育機能を拡充整備する必要があります。

③ 在宅障害者への支援

- ・在宅の身体障害のある人やその家族の地域における生活を支援するため、在宅福祉サービスの利用援助、介護相談および情報提供などを市町村が行う障害者生活支援事業を4か所（9市町村）で実施しています。
- ・障害者生活支援事業をさらに多くの市町村で実施し、在宅の障害のある人の地域での生活支援体制を充実させる必要があります。

(4) 精神保健福祉

- ① 県精神保健福祉センターの機能充実
 - ・ひきこもり対策において集団療法を導入することにより相談体制の充実を図りました。
 - ・県精神保健福祉センターのこれまでの業務に加え、ストレスやひきこもりといった新たな課題に対応するため、センターの一層の充実強化を図る必要があります。
- ② 精神障害者の社会復帰対策
 - ・平成12年3月、第三次障害者福祉長期計画を策定し、12年度から5年間の整備目標値を盛り込み、これに基づき整備を進めてきました。
 - ・未整備の生活訓練施設、福祉工場等の施設整備を推進する必要があります。
- ③ 精神科救急医療システム
 - ・病院群輪番制による精神科救急医療システム体制を整備し、休日の昼間における精神障害のある人等のための救急医療を推進しました。
 - ・精神科救急医療については、夜間においても実施できるよう精神科医療機関の協力を得て体制の充実を図る必要があります。

(5) 母子保健

- ・妊婦、乳幼児健康診査等、住民に身近な各種母子保健事業は市町村が行い、県は未熟児への訪問指導や市町村が行う健康診査等の事後指導として乳幼児発達相談指導事業を行うなど相互に連携して母子保健事業を実施してきました。
- ・市町村が実施している母子保健サービスの支援をさらに強化するとともに、子どもを安心して、健やかに産み育てることができるよう、周産期医療の体制整備や不妊の相談体制を整備していく必要があります。

(6) 歯科保健

- ・「福井県生涯歯科保健計画」に基づき、幼児を対象としたフッ化物洗口やその保護者を対象に歯科保健教室を開催するなど、むし歯予防対策を推進しています。
また、要介護者等に対し訪問歯科健康診査、保健指導および口腔ケアを実施するとともに、歯科医療従事者を対象とした研修会を実施しました。
- ・歯や口の健康づくりの重要性についての普及に努めるとともに、集団健診に加え歯科医療機関での健診受診を推進するなど、健診機会の拡充を図っていきます。

(7) 学校保健

- ① 学校保健委員会
 - ・学校保健委員会や地域学校保健委員会の開催を推進し、学校・家庭・地域が連携した学校保健活動を推進しました。
 - ・今後は、実施モデル校の設置や公開学校保健委員会の開催、実践記録集の作成等の具体的な推進施策が必要です。
- ② 現代的健康問題への対応
 - ・心の健康、性・エイズ、飲酒・喫煙・薬物乱用、生活習慣病、虐待等の現代的健康問題について、専門家・専門機関との連携により、健康教育・健康管理の充実を図りました。

- ・地域保健・医療・児童福祉・県警察関係等の専門機関等との連携の在り方を検討する必要があります。

(8) 高齢者への支援

① 寝たきり予防

- ・高齢者が、寝たきり状態になることを予防し、住み慣れた地域で生涯にわたっていきいきとした生活を送れるよう、平成12年度に県リハビリテーション協議会を設置し、県リハビリテーション支援センターの指定、さらに、4つの老人保健福祉圏域毎に地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、地域リハビリテーション推進体制を整備し、寝たきりの予防に努めてきました。
- ・地域において、高齢者それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを提供していく必要があります。

② 痴呆性高齢者への支援

- ・痴呆性高齢者の介護を行う痴呆性高齢者グループホームは、平成13年度末で、9ユニット（71床）整備されています。
- ・痴呆性高齢者グループホームは、痴呆の改善や進行防止を図るとともに、在宅福祉サービスの充実に向けて、一層の整備を図っていく必要があります。

③ 訪問看護の充実

- ・訪問看護ステーションについては、平成14年3月末現在、45か所が整備されています。
- ・各圏域での利用状況を考慮して、計画的な整備を図っていく必要があります。

④ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設の整備については、平成14年3月末現在の整備進捗状況は、2,415床で平成16年度目標値（2,650床）に対して、91.1%であり、ほぼ目標は達成できました。
- ・今後とも、利用者の要望や地域バランス等を考慮した計画的な整備を進めていく必要があります。

(9) 医療提供体制の整備

① 医療提供体制の体系化

- ・福井・坂井医療圏において「かかりつけ医」推進モデル事業（平成10年度から平成14年度）を実施し、「かかりつけ医」の普及を図るとともに、平成10年度以降開放型病床の設置等により病診連携の推進を図っています。

平成12年度において歯科における病診連携や「かかりつけ歯科医」のあり方等についての検討を取りまとめた「歯科医療病診連携マニュアル」の作成のための支援を行いました。

- ・福井・坂井医療圏以外の二次医療圏における「かかりつけ医」普及に向けた取組みを強化する必要があります。

② へき地医療

- ・従来からのへき地中核病院に加え、平成13年度からへき地医療支援病院（公立丹南病院）を指定し、無医地区等巡回診療を行うとともに、自治医科大卒業医師のへき地診療所への医師派遣等により、へき地医療の充実を図りました。これにより概ね市町村からのへき地医療に対する要望を充足できました。

③ 救急医療

- ・平成11年度から県民がインターネットを利用して保健・医療情報を得るための「広域災害・救急医療情報システム」の運用を開始するとともに、平成13年度から病院群輪番制参加病院を従来の6病院から9病院に増やすことにより、救急医療体制の充実を図りました。
- ・県民にとって解り易く、利用しやすい体系的な救急医療体制の整備を一層推進する必要があります。

④ 医薬分業

- ・県内9か所の公的病院、約40か所の民間病院・診療所で院外処方せんを発行し、発行枚数は、平成8年度と13年度を比べると約3倍に伸び、医薬分業は着実に進展しています。
- ・処方せんの受取率は、全国平均を大幅に下回り、未だ全国の下位に低迷しているため、さらに、医薬分業の定着を図る必要があります。

⑤ 看護職員の確保

- ・平成3年に策定した「福井県看護職員需給見通し」では、平成12年の需要数を8,400人と見込み、看護職員確保の総合的な対策により、その数は見通しに沿って順調に推移してきました。
- ・しかし、介護保険導入等により看護職員の需要が増加してきたため、全体的には不足状態となっています。
- ・平成12年に策定した「看護職員需給見通し」では、200～300人のやや不足の状況で推移していくことが予想され、さらに看護職員の確保を図る必要があります。

(10) 食品衛生の維持向上

- ・H A C C P方式に基づいた監視指導ができるH A C C Pシステム担当食品衛生監視員を養成し、食品の複雑で高度な製造工程や食品に対する的確な監視指導等を図りました。
- ・食品等の検査に対して、業務管理基準を導入し試験検査の精度管理の充実を図り、食中毒菌や組替えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）の検査機器等の整備とともに、これらの検査を行う職員の養成を行いました。

(11) 動物愛護

- ・市町村や関係団体等との連携を図りながら動物愛護教室、動物愛護ふれあいフェスティバルを開催するなどして、飼い主のモラルの向上、動物愛護思想の普及啓発を図りました。